

2023.11.18

問い合わせ事項への対応

日本ラート協会

規則の変更に関する問い合わせと、審判講習会時の問い合わせ事項に対して、以下の通りに対応いたします。

1 「ラート競技採点規則 2023」での変更点 4.2.6.4 斜転で運動の繰り返しとされるもの

a) 同じ回転方向の転換を繰り返した場合 について

例示されたもの以外にどのようなものが繰り返しに該当するのか、という問い合わせがありました。下記の様に対応する方針といたします。

- ・ 同じ回転方向の転換で、運動全体の難度も同じ場合
- ・ 同じ回転方向の転換で回数のみ違う場合で、難度も同じ場合

については、回転方向の転換部分が繰り返しに該当し、回転方向の転換に関しての難度は認定しません。

一方で、それ以外の場合には難度を認めます。具体的には以下の例では繰り返すとせず難度を認めます。

例 1

- ・ (シュバガートブリッジ前方回転からの) 回転方向と回転面の転換～任意の大斜転運動
- ・ (シュバガートブリッジ後方回転からの) 回転方向と回転面の転換～任意の大斜転運動

例 2

- ・ (ベルトレス側方回転) ～1/2 ひねりを伴う回転方向の転換～ベルトレス後傾ブリッジ 2

回転

- ・ (ベルトレス後傾ブリッジ) ～1/2 ひねりを伴う回転方向の転換～ベルトレス側方回転 2

回転

例 3

- ・ ベルトありの両手を放した回転方向の転換 2 回～フリーフライ 2 回転
- ・ ベルトありの両手を放した回転方向の転換 2 回+バーグリップを持った回転面と回転方向の繰り返し～後傾シュピンドル 2 回転

例 4

- ・ ベルトありの両手を放した回転方向の転換 1 回～フリーフライ 2 回転 (C 難度)
- ・ ベルトありの両手を放した回転方向の転換 2 回～フリーフライ 2 回転 (D 難度)

※回転方向の転換に関して、国際規則の内容がより明確になれば、次年度以降、国内規則もそろえていく方針であり、解釈が変わると考えています。

2 「ラート競技採点規則 2023」 4.3.4 斜転の構成 2分の1以上のひねりを行う運動の組み合わせ：1 運動 について

以前より審判講習会では、1/2 ひねりを伴う移行からの小斜転運動や、回転面の変換と1/2 ひねりを伴う大斜転運動などが、この構成要素に該当するか、議論になっています。

元々の国際規則の定義は、

Moves and element combination in big spiral with minimum $\frac{1}{2}$ turn (not as a transition before the move)

となっており、国内規則よりも明確で狭い認定範囲（大斜転かつ、移行の動作でない）となっています。将来的に国際規則に合わせていく予定ではあるものの、大会直前でもあるため、今年度については、1/2 ひねりを伴う運動については、文言通りに広く認定することとします。次年度からは、「1/2 ひねりを伴う大斜転 1 運動（ただし、回転面の変換を伴う移行局面でのひねりを除く）」という様に基準を明確化して見直す方針とします。

以上